

(仮称)利根町自治基本条例

行政・議会の役割と責務について(素案)修正案

(町長の役割と責務)

第〇条 町長は、町を代表します。

2 町長は、公正かつ誠実に町政を運営します。

(議会の役割と責任)

第〇条 議会は、町的意思決定機関として、条例、法律その他の法令に基づき議決の権限を行使するとともに、行政を監視する役割を果たします。

2 議会は、公正かつ開かれた議会運営に努めます。

(議員の役割と責務)

第〇条 議員は、町民の意見を的確に把握し、町政に反映させるとともに、町民の代表としてふさわしい活動をします。

2 議員は、自らの資質向上に努め、公正かつ誠実に職務を遂行します。

(行政の役割と責任)

第〇条 行政は、条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令等に基づく事務を執行します。

2 行政は、自らの判断及び責任において、事務を公平かつ適正に管理し、執行します。

(職員の役割と責務)

第〇条 町の職員(以下、「職員」という。)は、町民全体の奉仕者として、職務を遂行します。

2 職員は、公正かつ誠実に職務を遂行します。